

平成28年度第2次補正予算・小規模事業者持続化補助金

<追加公募>を下記の通り開始します。

内 容

小規模事業者（注1）が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円（注2、注3）。

（注1）

小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

（注2）

補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

（注3）

原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。

公募期間

受付締切 平成29年5月31日（水） 締切日当日消印有効

※申し込みにあたり、補助金申請者が所在する地区の商工会・商工会議所で書類を確認する作業が必要のため、締切日まで余裕を持った日程で、商工会・商工会議所にご相談ください。

申請書提出先・問い合わせ先

名 称 福岡県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金 係
住 所 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号中小企業振興センター7階
電話番号 092-622-7708

応募方法

応募にあたっては、福岡県商工会連合会のホームページより公募要領をご覧いただき、申請書様式により提出してください。

補助金申請時の注意事項

●持続化補助金は 助成金 ではなく 補助金 です。以下必読願います。

助成金は、要件を満たした者は原則受け取れるものです。対して**補助金**とは、採択件数や金額が決まっており、申請したからといって必ず受給できるものではありません。要件にしたがって補助を受けようとする事業(※以下「補助事業」)を計画し、申請をしたのち審査に通過した者が、その補助事業を実施後に受け取れるものです。

1. 補助金は補助事業終了後の交付、自己負担額も発生する

補助金は補助事業を実施し、支払を全て済ませたのちに支給されます。例えば総額 75 万円の補助事業を申請した場合、2/3 補助にあたる 50 万円は事業終了後に入金されます。つまり、まず自社のお金で 75 万円を調達する必要があります。また、2/3 の補助ということは 1/3 は必ず自己負担となります。

2. 経営計画書を作成する必要がある

事業内容、予算、現状、事業実施による効果などを、計画書に記載し、補助の妥当性や必要性を他の申請者より強くアピールができていないと採択には至りません。

3. 支出する時期に注意する必要がある

補助事業採択後から一定の事業期間内に支出した経費以外は補助対象経費として認められません。

4. 事務処理をきちんとなしないと補助金が受け取れないケースがある

事業期間終了後、一定期間内に報告書や支払証拠書類を提出する必要があります。この提出書類がいい加減であったり、目的外に経費を支出していたりすると、支払が拒否されることがあります。

5. 会計検査員の検査が入る可能性がある

補助金を受けた企業は、会計検査員の検査を受ける可能性があります。検査が入る可能性があることを認識した上で事務処理を行う必要があります。

補助事業終了後の交付であること、自己負担があること、計画書の作成、実施報告の義務等事務作業が発生することを理解し、新たなチャレンジをする場合に、ぜひ有効に使い事業経営に役立てて下さい。